

素案等に対する意見等

会議開催までに対応した案件となります。

	項目	意見・提案等	対応方針
1	前文	1段落最終行 都道府県や市町村等 → 地方公共団体 4段落1行目 活力ある豊かな明るい → 多様性に富んだ活力ある	・（市の責務）第4条第2項の「国、他の地方公共団体」という表記に合わせ、「地方公共団体」とする。 ・これからの持続可能な社会のキーワードと考える「多様性」を盛り込みたいため、「活力ある豊かな明るい」を「多様性に富んだ活力ある」とする。
2	第2条	(1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。 →「男女」を「全ての人」にしてはどうか。 ※第3条等の表記のあり方も検討してはどうか。	基本法の第2条第1号の定義に準じて「男女」の表記にしています。「男女」にはもちろん「全ての人」を含みますが、この条例の第一の目的である、男女の格差の解消のため、「男女」の表記は変えないほうが、条例の意図がわかりやすいと考えています。 第3条、第8条、第14条についても同様です。 ただし、第3条（4）については、「家族を構成する男女が」を「家族の構成員が性別にかかわらず」に修正します。
3	第2条	(2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。 →「男女のいずれか一方に対し」について、多様性の観点からするとこの表現で良いか。	基本法第2条第2号の定義に基づき、「男女のいずれか一方に対し」としています。このほうが、条例の意図がわかりやすいと考えます。
4	第3条	基本理念 (4) 家族を構成する男女が → 家族の構成員が性別にかかわらず	家族は、男女に限らず多様な形が存在することから、「家族の構成員が性別にかかわらず」に修正します。
5	第4条	(3) 市は、職員一人ひとりの男女共同参画に関する認識を高める等、自ら率先して男女共同参画の推進に努めなければならない。 →「自ら率先して」は自らと言わずとも率先すべき立ち位置であるため、「自ら」は、不要ではないかと感じた。	「自ら」は削除します。